

英国里親ケアにおける Staying Put の意義

ーリーヴィングケアの新たな位置付けー

○ 京都華頂大学 山川 宏和 (006407)

キーワード：ケアリーヴァー・Staying Put・住居確保

1. 研究目的

英国では、社会的養護を離れた（る）若者¹はケアリーヴァー（Care Leaver）と呼ばれ、2000年の児童リーヴィングケア法で、21歳になるまで大人期移行のための自立支援を受けることができた。さらにこの規定は、2008年の児童若者法によって25歳まで拡大されている。また、ケアリーヴァーの社会的自立の問題を広く啓発する「ケアリーヴァー週間」が毎年秋に実施される（2014年は10月24日～31日）など、社会問題としても一定の認知を受けている。本学会では、これまでも、ケアリーヴァーに対するリーヴィングケアの重要性について、リーヴィングケアの際に児童に割り当てられる個別指導員（personal advisor）と社会的養護児との関係がレジリアンスの涵養に重要であると発表した（第60回大会）が、近年は政策課題としても注目されている。つまり、社会的養護児が公的ケアを離れたあとのどのように生活しているのか、公的資源（税）を投入して実施されたケアの結果はどのようなものであったか、が公式に調査・検証の対象となり、政策が決定される。そのことが端的に示されているのが、教育省政務次官で子ども・家庭閣外大臣であるEdward Timpsonが、「里親への手紙」と題して2014年2月に発表した、今後の里親ケア改革案である。これは大きく分けて、①18歳以上の子ども（ケアリーヴァー）への支援の継続、②生徒プレミアム、③里親への権限移譲の3つから構成されている。本発表では、①のケアリーヴァーへの支援に焦点を当てて（②③については第62回大会にて報告済み）、英国里親ケアの今後について検討を加え、わが国の社会的養護経験者の自立支援（特に住居確保について）について示唆を与えることを研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

現在、進学率の上昇等によって高等教育を受ける児童が増加し、子どもの社会的自立は、高等学校卒業時ではなく大学卒業時の年齢と考えられるようになってきている。同様に、里親委託児も、委託年限である18歳を自立の時期とするのではなく、支援を継続することによって教育や安定的な就労の機会を提供し、社会的自立が促されるのではないかという視点から研究を行う。方法としては、英国の里親ケア施策に導入された「Staying Put」を取り上げ、実験的な自治体の取り組みを研究し、今後のリーヴィングケアのあり方を検討する。

3. 倫理的配慮

公刊資料を主として使用し、個人的に知りえた内容は仮名とするなど倫理的配慮を行う。

4. 研究結果

Staying Put とは、里親委託児が、18歳以降も最長21歳まで、里親家庭にとどまることができる（里親の同意も必要）という制度である。わが国の措置延長（児童福祉法第31条）との違いは、延長ではなく里親委託はいったん終了することである。それは、教育省が Staying Put Arrangement という呼称を用いていることにも表れている。里親ケア委託は Foster Care Placement と規定される（Placement には地方自治体が里親家庭に児童を委託していることを指す）からである。しかし、委託費用は、1989年児童法を根拠とし、地方自治体が支払う。また、里親委託が終了するため、教育省のみならず雇用年金省や歳入税関庁など他の公的機関との関係も生ずることになる。

Staying Put は、まず2008年7月から、11の地方自治体でパイロット事業が行われた。就労・教育支援を積極的に行うのか、より広い集団（学校を中心としたものではなく）と関わることで社会的自立を支援していくのかなど、効果的な大人期移行支援とは何かについて自治体間で違いが生じたことが明らかになった。財政支出についても、総額4000万£（184円換算で約73.6億円）が必要と見積もられている。2014年度は、740万£（約13億6千万円）、2015年度は1400万£、2016年度は2100万£と毎年700万£増やす見込みである。年間約900ケースの Staying Put が想定されており、一人当たり8,222ポンド（約151万円）と見積もられている。18歳以前に里親ケアに委託されていた児童が、18歳以降も引き続き里親家庭にとどまるとは、里親委託中に作成される自立計画（pathway plan）に基づいたもので、継続的に大人期移行支援を受けることが保障される。さらに、18歳未満では申請できない住居手当（Housing Benefit）を利用するなど、里親は大家の役割を果たすこともあれば、里親の認定条件やスーパーヴィジョンが適用されるなど里親の側面も持つことになる。Staying put を終えるのは、若者が Staying put を終えたいと望んだり、21歳となって教育・就労のプログラムを終了した場合である。

5. 考察

英国では、16歳以上の委託開始が増加し、16歳以上でケアを離れる児童も1万人に上る²ため、18歳以降の支援、特に住居確保が求められている。Staying Put は、すべてのケアリーヴァをカバーするわけではないが、委託可能年齢が実質21歳にまで引き上げられたことによって、里親ケアの質の変化が起こることになる。児童にとっては、住み慣れた里親家庭で大人期への移行が可能となり、他方、里親にとっては、就労・教育支援プログラムや住居としての損害補償も必要となりうるし、Staying Put のケースが増加すれば、新規里親開拓や研修においても18歳以降を視野に入れなければならないなど大きな変化が生ずることになると考えられる。

¹ 津崎哲雄（2012）「社会的養護を離れた（る）若者への大人期移行支援」『世界の児童と母性』第72号、p.83、資生堂社会福祉事業財団

² Department for Education(2014), Children looked after in England(including adoption and care leavers)year ending 31 March 2014